

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年1月31日

【事業年度】 第71期（自 2021年3月21日 至 2022年3月20日）

【会社名】 大宝運輸株式会社

【英訳名】 Taiho Transportation Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小笠原 忍

【本店の所在の場所】 名古屋市中区金山五丁目3番17号

【電話番号】 (052)871-5831

【事務連絡者氏名】 取締役 大久保 知明

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区金山五丁目3番17号

【電話番号】 (052)871-5831

【事務連絡者氏名】 取締役 大久保 知明

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月16日に提出いたしました第71期（自 2021年3月21日 至 2022年3月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### (4) 役員の報酬等

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (4) 【役員の報酬等】

(修正前)

\_\_\_ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役が受ける報酬については、月例報酬としての固定報酬のほか、会社の業績、経済情勢、社員の給与、同職位の取締役の支給実績、その他報酬に及ぼす事項等を勘案した業績連動報酬（賞与）を基本としています。

取締役及び監査役の個人別の報酬内容の決定については、この基本方針に準拠し内規に基づき定めております。また、退任時に退職慰労金を支給することとし、報酬額及び在任年数等を勘案し内規に基づき定めております。

(省略)

(修正後)

\_\_\_ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2021年4月20日開催の取締役会にて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

##### a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議日は1991年6月10日であり、取締役の報酬限度額は、年額150,000千円以内と決議されております。当該決議日における取締役の員数は5名です。

取締役の報酬は、月例報酬としての固定報酬のほか、株主総会で決議する役員賞与により構成し、支給しております。

また、役員退職慰労金については、報酬額及び在任年数等を勘案し、支給する当社内規に基づいております。

なお、監査役の報酬限度額は、1987年5月23日開催の第36期定時株主総会の決議によって定められた年額10,000千円であり、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。当該決議日における監査役の員数は2名です。

##### b. 固定報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬は、役割と責務に相応しい水準となるよう、在任期間等に応じて決定しております。

す。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬（賞与）については、会社の業績と株主重視の経営意識をより一層高めるとともに、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的として、会社の業績、経済情勢、社員の給与、同職位の取締役の支給実績、その他報酬に及ぼす事項等を勘案して決定しております。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等に関する支給はありません。

e. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合に関する方針は定めておりませんが、業績貢献実績等を勘案し、支給の有無を決定する都度、代表取締役社長が割合について決定しております。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の固定報酬は月例支給とし、業績連動報酬等については6月の株主総会後に一括で支給しております。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長 小笠原忍にその具体的内容について委任することとしております。その権限内容は、各取締役の報酬額及び業績貢献度等を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

（省略）